

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護システム（生活保護に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活援護課生活援護第1・2・3係
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の決定又は実施のため。
記録項目	<p>1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号、11印影、12電子メールアドレス、13マイナンバー、14扶養義務者、15離婚・結婚歴、16在留資格、17在留期間、18登録番号、19被保険者番号、20要介護認定（更新）申請日、21学年、22符号、23ファックス番号、24職業、25職歴、26学歴、27資格、28団体加入の有無、29勤務先、30通学先、31保護受給期間、32家庭状況、33住居の状況、34趣味・し好、35介護者、36ひとり親家庭となった理由、37子供との同居・別居の別、38監護の有無、39生計関係（世帯の状況）、40学習塾利用状況、41申請理由、42生活状況等の記録、43収入、44資産状態、45取引状況、46課税・納税状況、47公的扶助の受給の有無、48銀行加入状況、49生命保険加入状況、50家賃支払状況、51保護費支給状況、52車両内容、53保険料納付状況、54当該貸付の内容、55預貯金額、56水道水栓番号、57水道使用量、58上下水道料金、59ガス使用量、60ガス料金、61電気使用量、62電気料金、63家賃、64敷金、65礼金、66契約期間、67収納状況、68基礎年金番号、69年金コード、70年金資格履歴、71年金額、72振込先金融機関名、73預金種目、74口座番号、75口座名義人、76健康状態、77傷病名、78傷病歴、79障害の有無・程度、80検診の結果、81検査の結果、82心身の状況、83画像、84音声、85勤務内容・成績、86試験成績、87主義・主張、88人柄・性格、89犯罪歴、90違反歴、91補導歴</p>
記録範囲	<p>生活保護相談者（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、12、14、15、16、17、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、70、71、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、87、88、89、90、91）、申請者・受給者・廃止者（1～91）、扶養義務者及び関係者（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、21、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、35、36、37、38、39、43、44、46、47、52、55、63、67、71、76、77、78、79、82、83、84、85、87、88、89、90、91）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者（1、2、5、6、87）</p>

<p>記録情報の収集方法</p>	<p>生活保護相談者（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、12、14、15、16、17、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、70、71、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、87、88、89、90、91）、申請者・受給者・廃止者（1～91）、扶養義務者及び関係者（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、21、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、35、36、37、38、39、43、44、46、47、52、55、63、67、71、76、77、78、79、82、83、84、85、87、88、89、90、91）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者（1、2、5、6、87）、総務省（22）、法務局（44）、運輸局（46、52）、県税事務所（1、44、46、52）、警察署（1、2、3、4、5、28、89、90、91）、刑務所、拘留所及び検察庁（89、76）、他市町村及び特別区（1、2、7、9、44、46、53、67、70、79）、福祉事務所（31、41、42、51）、年金機構（24、25、29、68、69、70、71、72、73、74、75）、ハローワーク（29）、職業訓練所（公共職業訓練校）（29）、河川管理事務所（1、3、4、5、33、79、82）、消防本部（82）、医療機関（82）、保健所（32、37、38、39、77、78、79、80、81、82、83、84）、教育機関及び託児施設（32、37、38、39、76）、社会福祉施設（32、39、44、55、76、80）、第2種社会福祉事業に係る宿所提供など事業施設（1、32、63、64、65、66、67、76）、サービス付き高齢者向け住宅（32、39、76、80）、介護事業所（32、35、82）、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク（40）、金融機関（1、5、48、55）、電力会社（1、61、62）、ガス会社（1、5、59、60）、保険会社（45、49、53、72、73、74、75）、勤務先（24、25、29、30、85）、葬祭業者（1、2、6、9）、不動産会社（33、50、63、64、65、66、67）、生活保護相談者・申請者・受給者・廃止者の住宅に関わる大家（1、63、64、65、66、67）、弁護士（44、82、89、90、91）、税理士（43、44、45、55）、親族・扶養義務者及び関係者（6、14、15、32、37、38、39、43、44、50、55、76、89、90、91）、民生委員（32）、里親（32、38、39、76、80）、朝霞市課税課から収集（1、2、44、46、52）、朝霞市総合窓口課から収集（1、2、3、4、5、7、9）、朝霞市地域共生社会課から収集（1、2、5、6、87）、朝霞市障害福祉課から収集（1、2、5、47、79）、朝霞市国保年金課から収集（1、2、46、53、69、70、71、79）、朝霞市介護保険課から収集（1、2、19、20、35）、朝霞市子ども未来課から収集（1、2、36、37、38、39、54）、朝霞市開発建築課から収集（1、2、3、4、6、23、24、25、29、32、33、43、44、47、76、77、78、79、87）、朝霞市上下水道総務課から収集（1、2、56、57、58）、朝霞市教育管理課（1、2、21、29、30）</p>
<p>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>含む</p>

<p>記録情報の経常的提供先</p>	<p>埼玉県（1、2、3、4、5、6、7、9、14、15、24、25、26、27、29、30、32、33、34、43、44、46、47、48、49、50、76、77、78、79、80、81、85、88、89、90、91）、他市町村福祉事務所（1、2、3、4、5、6、7、9、14、15、24、25、26、27、29、30、32、33、34、43、44、46、47、48、49、50、76、77、78、79、80、81、85、88、89、90、91）、朝霞市社会福祉協議会（1、2、3、4、5、6、7、9、14、15、24、25、26、27、29、30、32、33、34、43、44、46、47、48、49、50、76、77、78、79、80、81、85、88、89、90、91）、民生委員（1、2、3、4、5、6、7、9、14、15、24、25、26、27、29、30、32、33、34、43、44、46、47、48、49、50、76、77、78、79、80、81、85、88、89、90、91）、NHK（1、2、30）、消防本部（1、2、5、14、77、78、79、82）、警察署（1、2、3、4、5、6、7、14、41、42、43、47、72、73、74、75、83、84）、検察庁（31、41、42、77、78、79、82、89、90、91）、保健所（1、2、5、32、77、78、79、82、88、89、90、91）、ハローワーク（1、2、5、77、78、79、82、88、89、90、91）、情報提供ネットワークへの接続機関（22、31、51）、教育機関及び託児施設（32）、学習塾事業者（1、47）、介護事業所（1、2、5、14、32、77、78、79、82、88）、社会福祉施設（1、3、32、77、78、79、82、88）、第2種社会福祉事業に係る宿所提供等事業施設（1、2、5、31、67、76、77、78、79、82、88、89、90、91）、サービス付き高齢者向け住宅（1、3、6、9、32、77、78、79、82、88）、親族（2、6、77、78、79、82）、NHK（1、2、6、31、47）、中間サーバー（1、2、3、4、5、10、13）、生活保護費封入封緘等業務委託契約業者（1、18、51）、年金申請支援業務委託契約先法人（1、2、3、4、5、6、7、13、15、24、25、29、31、54、68、69、70、71、77、78、79）</p>	
<p>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</p>	<p>（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1</p>	
<p>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</p>	<p>—</p>	
<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	<p><input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>—</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	<input checked="" type="radio"/> 法定事務 <input type="radio"/> 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。